

『代理人サービス』

NEW!

『将来のための代理人サービス』

お客さまとそのご家族の皆さんに
人生100年時代を安心して楽しんでいただけるよう
城南信用金庫では『代理人サービス』・
『将来のための代理人サービス』を
ご準備しております!



代理人サービス を利用すると、

あらかじめお届けいただいた代理人の方が、
預金手続を行うことができます!

(ただし、ご本人さまが、認知・判断能力を喪失するまでとなります。)

こんなお悩みありませんか？



高齢の親の代わりに
私が預金をおろすこと
ができるかしら？



代理人サービス を利用すると、

あらかじめお届けいただいた代理人の方が、
預金手続を行うことができます!

(ただし、ご本人さまが、認知・判断能力を喪失するまでとなります。)

こんなお悩みありませんか？



認知症になると
預金がおろせなくなるらしい



将来のための代理人サービス

を利用すると、
ご本人さまが認知症になってしまい、
認知・判断能力を喪失された後、
あらかじめお届けいただいた代理人の方が、
預金手続を行うことができます！

認知症になったら
どうしよう…



万が一、認知症になっても
預金は代理人がおろせます。



いつでも安心サポート 「任意後見制度」紹介サービス

お客さまがお元気なうちに、将来の財産管理プランを立てられて、「任意後見契約」と「委任契約」を結べば、「お客さまのご意思に沿った財産管理」が可能となり、ご安心いただけます。

いつでも安心サポート 「公正証書遺言作成お手伝い」 紹介サービス

弁護士が、お客さまのお悩み事やご意向をお伺いしたうえで、公正証書遺言の作成をお手伝いします。

組み合わせての ご利用がおすすめです

新たに取り扱いを開始する『将来のための代理人サービス』と、
『代理人サービス』を組み合わせれば、お元気なうちから、
代理人による取引が可能になり、万が一、認知症になられたとしても、
引き続き代理人による取引が可能です。



お元気なとき

代理人サービス

「代理人サービス」を利用すると、ご本人さまが、病気等で店頭窓口に来店できず、当金庫でお支払などの預金手続ができない時に、ご本人さまに代わって、あらかじめお届けいただいた代理人の方がお手続することができます。

対象の代理取引	「当座預金を除く預金の入出金・新規開設・解約」 ※預金者の意思により取引の範囲を指定することが可能です。 ※新規口座開設は、取引の範囲を指定しない場合で共通印鑑届利用先に限ります。 ※口座開設店にて申込む必要があります。
申込受付	預金者と代理人からお届けをいただきます。 ※預金者と代理人は、本人を確認できる公的資料(運転免許証等)を持参ください。
代理人の条件	原則、親族の方とします。 ※代理人の選任にあたっては、極力、友人や知人等は避けてください。
代理人との取引	①取引の都度、本人を確認できる公的資料(運転免許証等)を持参してください。 ②取引伝票等には「預金者〇〇〇代理人△△△」と代理人が署名し、捺印してください。 ③当金庫は、代理取引にかかる根拠となる書面(請求書や領収書等)の提示を求めることができます。また、取引に対し、疑惑や不審な点がある場合、預金者へ確認を行うことや、取引を謝絶することができます。
取扱手数料	無料。 (ただし、各種お手続きごとに、所定の手数料が掛かります。)
変更・停止	サービス内容の変更や、サービスの利用停止の希望がある場合は、口座開設店にて所定のお手続をお取りください。

【以下の場合には、当金庫の判断でサービスを停止させて頂く場合があります。】

- I. 預金者が死亡等でサービスの継続が不可能と判断した場合
- II. 預金者または代理人の認知・判断能力が無くなった場合
- III. 代理人が行う取引に疑惑や不審な点があると当金庫が判断した場合
- IV. その他、当金庫がサービスの提供が相当ではないと判断した場合

万が一、認知症になってしまった後

将来のための代理人サービス

「将来のための代理人サービス」を利用すると、ご本人さまが、認知症になってしまい、認知・判断能力を喪失されてしまった場合でも、ご本人さまに代わって、あらかじめお届けいただいた代理人の方がお手続することができます。

対象の代理取引
「当座預金を除く預金の入出金・新規開設・解約」「住所・電話番号変更等の諸届け」「残高証明書発行」「自動振替の設定」「出資金の譲渡」
※共通印鑑届利用先に限ります。
※口座開設店にて申込む必要があります。

申込受付
預金者と代理人からお届けをいただきます。
※預金者と代理人は、本人を確認できる公的資料(運転免許証等)を持参ください。

代理人の条件
配偶者または血縁関係のある親族(二親等以内)
※二親等以内とは、子供、両親、兄弟、姉妹、孫、祖父母になります。

代理人との取引
①取引の都度、本人を確認できる公的資料(運転免許証等)を持参してください。
②取引伝票等には「〇〇〇(預金者名)代理人△△△」と代理人が署名し、捺印してください。
③当金庫は、代理取引にかかる根拠となる書面(請求書や領収書等)の提示を求めることがあります。また、取引に対し、疑惑や不審な点がある場合、取引を謝絶することができます。

取扱手数料
無料。
(ただし、各種お手続きごとに、所定の手数料が掛かります。)

変更・停止
サービス内容の変更や、サービス利用停止の希望がある場合は、口座開設店にて所定のお手続をお取りください。

注意事項
代理取引開始後、預金者の推定相続人から代理取引に関する開示請求があれば、当金庫はそれに応じます。

【以下の場合には、当金庫の判断でサービスを停止させて頂く場合があります。】

- I. 預金者または代理人が死亡した場合
- II. 代理人の認知・判断能力が無くなった場合
- III. 代理人が行う取引に疑惑や不審な点があると当金庫が判断した場合
- IV. 預金者に成年後見制度の開始があった場合
- V. 預金者の認知・判断能力が回復した場合
- VI. その他、当金庫がサービスの提供が相当ではないと判断した場合

かんたん! 認知症チェック

心配になったら「食事」「運動」「脳トレ」で早めの予防を!

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 何度も同じ話をしたり、同じ質問を繰り返す | <input type="checkbox"/> 服装など身の回りのことに無頓着になった |
| <input type="checkbox"/> 「あれ」「これ」などの言葉が会話に増えた | <input type="checkbox"/> 趣味が楽しめなくなってきた |
| <input type="checkbox"/> 計算が面倒で、会計の際に小銭を使わなくなった | <input type="checkbox"/> 家電製品などの操作にまごつくようになった |
| <input type="checkbox"/> 外出が減った | |

2つのことを同時に使う
「デュアルタスク」で、脳が活性化!
認知症を予防しよう!

- ①しっかりした椅子に座って、できるだけ速く足踏みをする。
- ②足踏みをしながら、同時に「果物の名前※」をなるべく多く挙げていく。
※「緑の物」「魚」「女優」「国名」などテーマを変更して。
1回の時間は5~30秒など、無理のない範囲で設定し、3回程度行う。

2つのことを「同時に」「最大限」行うようにします。1つことを集中して行うよりも脳への刺激が増加し、さらには転倒予防にも効果的!

